

「税の環境」

税理士

権藤 隆彦

ここ数年の税制改正は、所得税・資産税等身近な(例えば配偶者控除・配偶者特別控除等)項目でしたので、皆様の関心も高かったと思います。本年の確定申告では「スマホで申告」という文字を目にしました。電子化が加速し、税に関する環境の整備が一段と進んでいます。今回は税制改正のなかでも、所得税・法人税等の改正ではなく、その周辺に存在している項目(税の環境)について、平成29年度から平成31年度の3年間、その一部を述べてみたいと思います。

¥ ¥ ¥

平成29年度は「申告・納税・調査(納税環境の整備・国税通則調査の手続)」が題目です。国税通則といえは国税局査察部の調査のことを示します。ご存知のように、査察部は「悪質で多額の脱税が予測される案件」をその調査の対象として

います。困難な取引を解明するため、査察官は裁判官から許可状(通称「令状」)の交付を受け、国税通則取締法に基づき調査を実施します。調査の結果、刑事責任を追及すべき案件と判断されれば、検察官に告発します。査察部の調査が強制調査と言われているのは、このことからです(一般的な調査は任意調査)。

今回は、査察調査について改正された二つの点をご紹介します。調査の過程で査察官は「パソコンを差押え」することがありますが、それに加えてデータを記録媒体等に複写したり、外部サーバ上の記録等をパソコンに複写して差し押さえることが可能になるなど、一層の強化策が整備されました。その背景には、経済活動のICT化の進展で多くの企業が電子メールの活用・電子データの外部サーバへの保管等

を行っており、そのために証拠証ひよりの収集が困難になっていることがあります。それまでの「IT(情報技術)」にコミュニケーションが加わり「ICT(情報通信技術)」へと移行していることへの対応です。将来的に「AI(人工知能)」が入りますと、情報収集・証拠書類の把握がより確実に行われることでしょう。今では国税局・税務署の調査担当者はパソコン等の機能を熟知し、それを活用した調査を実施しています。

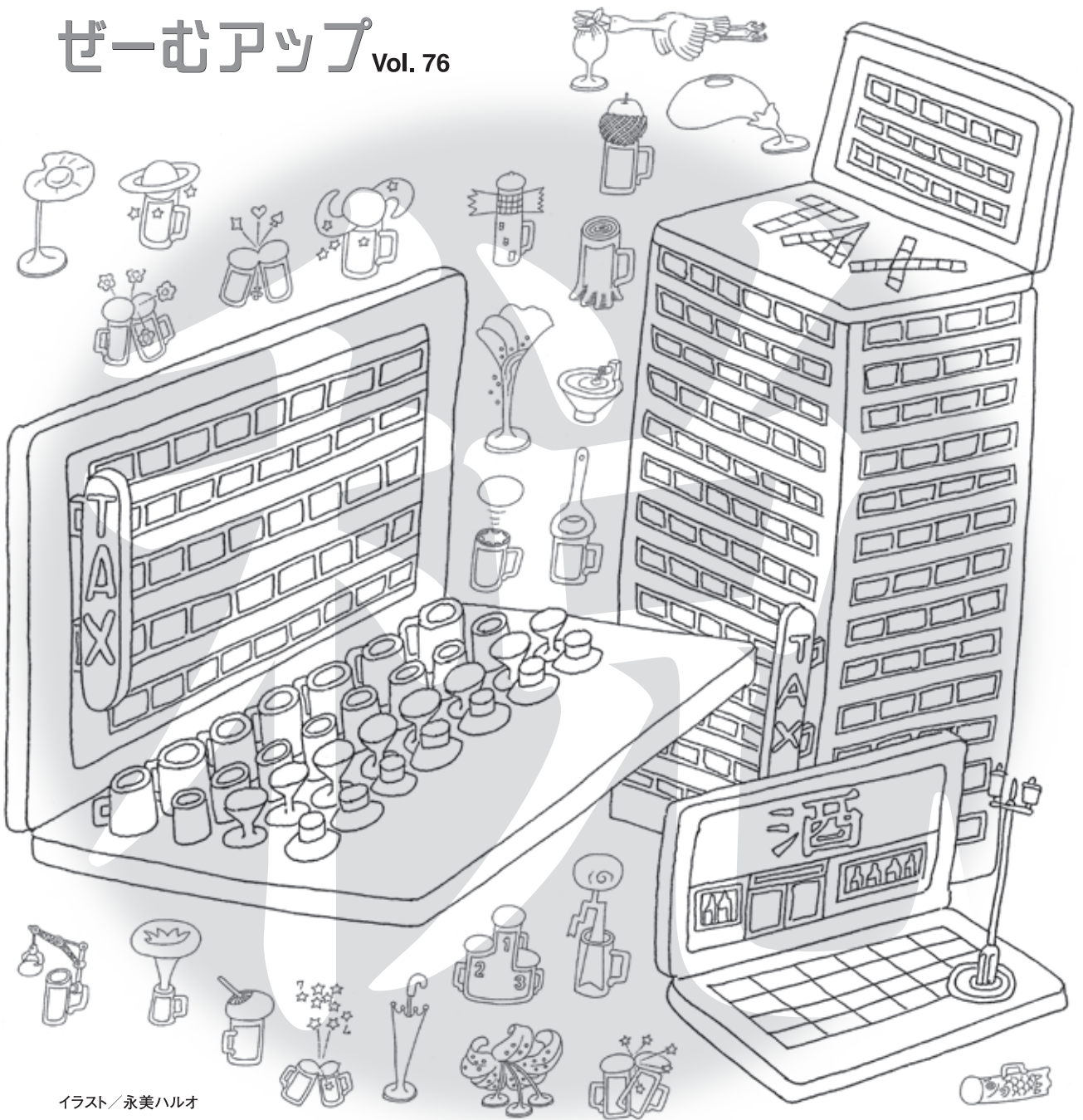
次いで「調査時間の改定」です。これまで、査察調査は「日没から日出」までの間は調査の手続を開始できませんでしたが、許可状に夜間でも執行する旨の記載があれば日没後も調査ができるようになりました。夜間に稼働している業種の企業には有効な手段です。

平成30年度は「申告・納税環境整備

備の改正」ということで、先ず、資本金一億円超の大企業を対象とした「電子申告の100%義務化」です。「電子申告が困難な場合は、所轄税務署にその旨を申請し承認を得られれば、書面による申告ができます」

次に「コンビニ納税手段の拡充」です。既にコンビニ納税制度は平成19年度から設けられていましたが、今後は自宅等からでも、納付に必要な情報(氏名・税額等)をQRコード(PDFファイル)として作成・出力すれば可能となりました。但し納税額は30万円以下、これは変わりません。スマホ申告が、「e-TAX」利用の便利化とすれば、「コンビニ納付」はコンビニ店舗内の端末機で読み取り納付する利便性を高めた、と言われています。

平成31年度は「納税環境整備」です。経済取引が多様化し、仮想通貨



イラスト/永美ハルオ

取引や国際取引も複雑多岐化するなかで、適正課税の確保を目指したものです。そのため多種多様な取引についての任意の照会に関し、悪質な無申告者等に対する情報収集のための照会の仕組みを税法で明文化したものです。

以前（平成13年）に研修で講話された次のことを思い出します。

「メディアの10%普及年数から見れば、電話76年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年。固定観念では計れない」と述べられました。「税の環境」の整備は、講話以上の早さで実施されています。今後の動向を、一層の興味を持って見守りたいと思います。

¥ ¥ ¥

ペーパーレスが進行するなかで、調査が調査官の感性でなく、電子化で分析された数値を基に展開される時代と覚えれば、かつて紙（伝票）で取引実態を読み取ろうとした年代の者には、例えば多言語の翻訳機が活用されたとしても、滝沢馬琴のこの言葉が浮かんできます。

「下戸は酒の害を知れど、酒の利を知らず。

上戸は酒の利を知れど、酒の害を知らず。」